

## 要介護認定結果の通知

介護認定審査会では、申請者が介護保険に該当するか非該当であるのかが判定されます。

該当であれば、介護の必要な程度によって、介護度が決定します。

要介護認定の結果は、申請した日から原則1か月以内に、市から申請者へ通知をします。



## 介護保険被保険者証の送付

結果通知と同時に、今回の要介護度と有効期間等が記載された介護保険被保険者証を送付します。

## 「ケアプラン」の作成

サービスを利用する場合は、ケアプラン（居宅介護サービス計画）作成が必要です。

計画の作成はケアマネージャー（介護支援専門員）等に依頼することができます。

※（本人の費用負担はありません。）



## サービス利用の開始

ケアプランに基づいたサービスを受けます。  
（利用するサービスごとにサービスを提供する事業者と契約を結びます。）



## 要介護認定の更新申請

要介護認定の有効期限満了日の60日前から、更新申請の手続きが必要になります。なお、有効期限内に心身の状態が変化し、要介護区分の変更が必要となった時には、区分変更申請をすることもできます。

市内・市外の「指定居宅介護支援事業者」「介護保険施設」など事業所から申請代行ができます。

主治医とは、生活上の不自由を引き起こしている主たる疾患についての診察、治療にあたっている医師であり、日頃の本人の心身・生活について最もよく知っておられる方です。

意見書作成依頼は原則市より直接医療機関に依頼します。

## 15. 認知症の事を知ろう

### 見逃していませんか？認知症のサイン



### 認知症予防テキストにチャレンジ

自ら楽しみながら健康づくりに取り組むことが大切になっています。東北大学の教授川島隆太氏の最新の脳科学理論に基づき、“認知症予防”推進テキスト「認知症なんてこわくない」を作成しています。

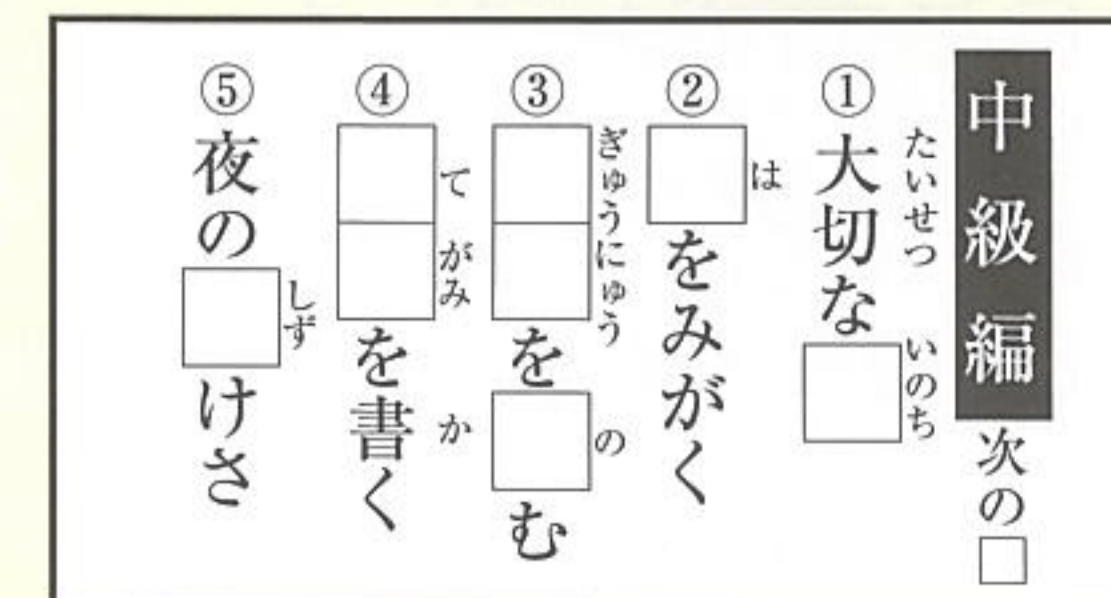
脳の前頭前野の活性化を図る漢字トレーニングにより、認知症予防を推進しています。この機会にぜひ、脳を活性化して元気に長生きをめざしましょう!!

- ①「単純スピード計算繰り返しプリント」複雑な計算よりも単純計算を早く解くことが脳の前頭前野を鍛えるコツです。
- ②「音読繰り返しプリント」声に出して読むと効果的です。
- ③「漢字繰り返しプリント」文字を書きながら覚えることで記憶力がアップします。

脳を活性化する「おの検定」を取り入れた内容がギュッと凝縮されています。3種類のテキストを1日5分続けて脳を若返らせましょう。

### 「認知症なんてこわくない①～③テキスト」のご紹介

65歳以上の市民の方に無料配布



(漢字繰り返しプリントの問題例)